

要望結果報告

(発行：平成20年5月10日)

《第2次中央要請行動》

第1回専門部要望

文科省

要望日時 平成20年5月7日（水）13:30～15:50

回答者 【初等中等教育局】

初等中等教育企画課教育公務員係専門職

奥田 米穂 氏

栢森 麻代 氏

初等中等教育企画課調査係

廣石 孝 氏

菊地 寛之 氏

教職員課研修支援係長

齋藤 祐司 氏

財務課給与企画係長

尾川 正洋 氏

財務課定数企画係文部科学事務官

岩田 育美 氏

特別支援教育課企画調査係長

保立有希子 氏

【スポーツ・青少年局】

学校健康教育課学校給食係長

豊島 祐一 氏

学校健康教育課健康教育企画室調査係長

國宗 久資 氏

要望者 植田委員長・副委員長4名・本部専従4名
各専門部員32名

※印：重点的に要望した内容

女性教職員部・学校事務職員部による要望

＜女性教職員部会＞

- ※1 介護休暇制度を以下のように改善すること
- ① 介護休暇取得教職員の代替教職員を必ず確保すること
 - ② 介護休暇が対象家族死亡により終了した場合、同時に終了する代替教職員の期間を1週間程度延長できるようにすること
 - ③ 1年という区切りを積み重ねていく学校現場の特性をふまえて、介護休暇期間を現行の6か月から1年に延長すること
- 2 母性保護の観点に立ち、女性教員の妊娠時における体育代替制度の推進を図ること
- 3 子育て中の勤務条件の整備を図ること
- ① 検診及び予防接種等における特別休暇取得の促進を図ること
 - ② 全国的に勤務時間の弾力化を図ること

③ 勤務地について配慮すること

※4 看護休暇制度を以下のように改善すること

① 看護休暇の対象年齢を義務教育終了まで引き上げること

② 全国的に子だけではなく、配偶者、両親等、適用範囲を広げること

文科省

要望1に対して

○ ①に関して、各県の条例において介護休暇制度は設けられており、必要に応じて各地方公共団体の判断において代替教職員の臨時的任用は可能である。各都道府県や政令指定都市においては、適切に対処していると認識している。しかし、国家公務員において代替教職員の任用は規定していないため、国として一律に奨励したり財政措置したりすることは難しい。

○ ③に関して、地方公務員においては民間労働者との均衡を図る趣旨から3か月と定められている。各県においては国との並びを考えて、3か月から6か月以内で介護休暇が認められている。総務省からは、各地方公共団体にその旨を指導していく、と聞いている。ただし、これを1年に延長することは公務員制度全体に関わることなので政府で検討するものとする。

要望4に対して

○ 平成17年度より民間労働者を対象にした法令を制定し、看護休暇制度が設けられた。国においては、人事院規則により特別休暇として定められた。対象年齢や適用範囲の引き上げは公務員制度全体に関わることなので政府で検討するものとする。

意見及び回答

(女性教職員部)

- 介護休暇を取っていると最も心配なのは、学級に残された子供たちへの指導である。現在は家族の誰かが死亡すると同時に代替教職員の期間は終了する。忌引きを取っている間は他の教職員が学級の子供たちを指導しなければならない。子供たちに支障がないようにと心がけているが、せめて忌引きの間だけでも引継の事を考えて、代替教職員の期間を特例として1週間延長して欲しい。③については、1年間介護休暇を取るということではない。例えば、卒業式1週間前に介護休暇の期間が切れ、学校に復帰しても、子供たちや教職員に負担をかけることになる。このような特例に関してはぜひ延長を認めてもらいたい。
- 育児・介護休業法では、看護休暇制度の対象年齢は小学校就学前までとなっているが、県によっては、中学校の就学始期に達するまでと条例で認められているところもある。足並みが揃っていないので、国において義務教育終了までと規定して欲しい。また、家族に高齢者がいると、通院や自宅看護等の悩みがある。我々は、家族の協力があってこそ仕事ができることから、子供だけでなく家族にも適用範囲を広げていただきたい。
- 体育代替制度という良い制度があるにも関わらず、人員不足等によって適用していない現状がある。管理職等の理解・サポートも必要だが、県に対してより適用しやすい制度となるよう国からも働きかけて欲しい。
- 民間労働者との均衡を図るということであるが、教員は、学期制であったり、目の前の子供たちを指導したりとマニュアル通りの勤務にはならない。私たちは、教育専門職として自負している。聖域無き財政改革というが、教育は百年の計であり、人創りであるということをも十分認識して欲しい。

(文科省)

- 育児短時間制度について、学校長や教育委員会は運用に戸惑うところもあると思うので、今後研修の場を利用して周知徹底を図りたい。
- 制度自体の改正は文科省では判断できない。代替教職員の期間延長は、地方公共団体が最終判断することである。しかし、文科省としては貴重なご意見として受け止めたい。

<学校事務職員部>

- 1 学校事務職員の給与費を、引き続き義務教育費国庫負担法の適用対象とすること
- ※2 学校における裁量権拡大に伴う事務業務の増加への対応、及び教員が子供と向き合う時間の確保のため、義務教育諸学校への事務長職の設置を、学校教育法施行規則に明文化すること
- 3 学校事務職員の海外研修、中央研修、校長補佐職としての研修等、研修制度をより一層改善・拡充すること

文科省

要望2に対して

- 事務長職は高等学校では制度化されているが、義務教育では事務主任と位置付けられているため制度化はされていない。ただし、事務長職については中教審でも検討しているところである。平成19年3月29日に出された「今後の教員給与の在り方について」の答申では、小中学校への事務長職の配置は、学校における事務処理対策の方策であるとしている。文科省も「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」を設置し、組織的な運営の議論を行った。本年3月には学校現場の負担軽減の取りまとめを行った。この取りまとめでは、大規模校における事務長職の設置等、学校現場の負担軽減例を挙げている。

意見 及び 回答

(学校事務職員部)

- ・ 事務の共同実施は事務職員の問題だ、と捉えている市町村の教育委員会が多い。私の勤める出雲市は、教育委員会や首長の理解があり、出雲市の制度として「事務の共同実施」を始めている。すでに3年経つが、少しずつ事務職員が複数で関わるのが定着しつつある。また、教育委員会から「グループ長」という役職を委嘱されている。このグループ長は、事務支援グループの事務・業務が円滑に行われるよう、所属する事務支援グループを統括している。このようにまず制度を整えることが大切であり、国の制度として事務長職が現実に設置されることを願う。

(文科省)

- ・ 1グループは何人ぐらいいるのか？

(学校事務職員部)

- ・ 出雲市内には49の小中学校があり、事務職員10人ぐらいを1グループとしている。

(学校事務職員部)

- ・ 佐野市では38校を7ブロックに分けて共同実施を行っている。私は研修部長としての仕事を教育委員会とも連携を図りながら行っているが、現場の事務と兼務する厳しさはある。事務長職の制度の促進として、今後は事務職員の数を増やして共同実施を進める方向に持っていくことができるとよい。

管理職員部・高等学校による要望

<管理職員部>

- ※1 職責に見合う管理職手当を保障すること
- ※2 学校管理職の研修を充実するための予算を確保すること
- 3 教頭・副校長の枠外配置を行うこと
- 4 個々の児童生徒に応じた援助・指導が十分に行えるよう、教員の加配を図ること

文科省

要望1に対して

- 減り張りのある給与体系の実現を目指して、平成20年度は部活動手当の倍増や主幹教諭

の配置等を義務教育費国庫負担金に計上した。管理職手当は残念ながら予算化されなかったが、中教審の答申では管理職手当の充実が求められており、引き続き要望していきたい。

要望2に対して

- これまで、独立行政法人教員研修センターにおいて、各地域で中心的な役割を担う校長・教頭・中堅教員を対象に研修を実施した。平成20年度は受講人数2,000人に、実施回数を12回に増やし、研修を実施する等、管理職員の資質能力の向上を目指していきたい。

意見 及び 回答

(管理職員部)

- 副校長と教頭では職務に違いがある。しかし、同じ給与体系では見合わないことから、同レベルではなく、学校規模や職務内容に応じて、職責に見合った給与体系を作って欲しい。

(管理職員部)

- 管理職手当だけでなく給与もカットされるといった厳しい現実がある。文科省はこの現状をどのように受け止めているか。

(文科省)

- 平成17年末より総人件費改革により公務員の給与がカットされている。これは公務員一律なので、教員だけ特別扱いというのは難しい状況である。しかし、人確法の趣旨は引き続き堅持していきたい。管理職手当も平成21年度は少なくとも一段階アップする目標値で要望したい。

(管理職員部)

- 本来ならば、給与のベースアップに関わる人事考課についての研修に取り組まなければならないが、校内の営繕等、教頭の仕事が多岐ににわたり過重労働となっている。教頭の複数配置を望むが、その場合は枠外での配置を望みたい。

(文科省)

- 教員の子供と向き合う時間の確保のため、主幹教諭の配置や外部人材の活用、事務の外部化を予算に計上している。こうした取組の中で管理職員の業務の軽減化を図りたい。

<高等学校部>

- ※1 生徒へのきめ細かい指導ができるよう、次期公立高等学校教職員定数改善計画を早急に検討すること
- ※2 公立学校の充実を図るために、適正な評価制度の確立と、積極的な人事交流を行うよう各地方公共団体に指導すること。
 - 3 部活動指導に係る手当の充実を図ること
 - 4 適切な私学助成費の増額と私学の振興を図ること

文科省

要望1に対して

- 子供たちの学力の向上と規範意識の育成を図るために、教員が子供たちと向き合う時間を確保することが必要であると考えている。しかし、厳しい財政状況の中、定数改善計画の策定は見送らざるを得ない状況である。平成21年度以降の定数改善については、引き続き検討課題にしたい。

要望2に対して

- 学校教育の成果は、教員の資質によるところが極めて大きい。よって、教員一人一人の能力や実績をきちんと評価することは大切である。また、各教育委員会で取り組んでいる教員評価制度は、成果主義的評価が馴染みにくいという教員の職務特性に留意しつつ、不適格教員への評価制度の構築について取り組んでいき、その評価結果を任用や教員給与への措置に適切に反映していきたい。文科省は平成14年度から平成19年度にかけて教員評価に関する調査研究を実施し、都道府県・政令指定都市の教育委員会に対して自己申告と

業績評価による能力開発型の人事考課制度の検討を促してきた。その結果、平成20年度4月現在、全ての教育委員会が新しい評価制度に取り組んでいると把握している。また、教員の人事異動については、それぞれの学校における教員の適正な構成を確保するとともに、様々な学校を経験することによって個々の教員の資質向上を目指した人材育成を図るため、各教育委員会の人事異動方針に基づき計画的に行われているところである。今後も様々な人事異動交流がなされるよう各教育委員会に指導していきたい。

意見 及び 回答

(高等学校部)

- 高等学校は、教科の持ち時間数によって教員配置の数が決まる。勤務校では、本年度教員配置1減に伴い、家庭科の教員が0になり、非常勤講師で対応している。食の文化を学ぶ上でも家庭科は重要であるが、適材適所に教員が配置されていない実態があるので、教育委員会に指導していただきたい。

(文科省)

- 教職員の配置は都道府県で任用されているため、文科省としては適切な配置がなされていると考えている。今回の貴重なご意見をもとに、今後の検討課題としたい

(高等学校部)

- 民間人校長の中には、「利益になるのか」という観点で学校を運営する校長もいる。学校現場には馴染まない部分もあり、パワーハラスメントが起こらないためにも管理職に対しても適切な評価がなされるよう指導してもらい。また、今後の民間人登用はどのような方向で進められるのか。

(文科省)

- 民間人校長を登用することで、新しい発想が取り入れられたり、マネジメント機能が取り入れられたりする良さがある。今後は成果や課題を出しながら、各教育委員会に報告書等知らせていきたい。

(高等学校部)

- 教員の中には、「土・日のクラブは出ません」と拒否するものがある。しかし、一部の教員のみならず、どの教員もクラブを担当し、クラブ活動全体の裾野を広げることが必要と考える。校長は、全ての教員に説得できるようにリーダーシップを発揮してもらいたい。文科省もこの実態を受け、指導してもらいたい。

(文科省)

- 一部の教員に職務が偏っているのことはよく分かるが、外部からはやりたい教員がやっている、という見方もある。校長に国が指導するのは難しいが、減り張りのある給与体系制度を運営するためにも、教員の勤務評価と絡めて何かできることはないか、検討していきたい。

(高等学校部)

- 中高一貫校の実態を文科省は把握しているのかを検証していただきたい。中高一貫校の理想と現実に悩む子供もいる。

養護教員部・学校栄養職員部による要望書

<養護教員部>

- 1 健康教育及び保健安全の充実を図るため、次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を検討し、養護教諭を十分に配置すること
- ※2 養護教諭の複数配置基準を「児童生徒数600人又は18学級以上」に引き下げること
- ※3 教育職俸給表を5級制とし、養護教諭を積極的に主幹教諭・指導教諭に登用するとともに、給与を3級とすること

<学校栄養教職員部>

- ※1 栄養教諭への移行にともなう条件の整備を確立し、国として栄養教諭の配置基準を設けること
- ① 栄養教諭の配置促進について、各都道府県へ強く働きかけること
 - ② 栄養教諭の配置基準の策定については、食数ではなく学級数で定め、授業を行う等の職務によって、過重負担が生じないようにすること。
- 2 学校栄養職員の給与費を、引き続き義務教育費国庫負担制度の適用対象とすること
 - 3 食育基本法をふまえ、学校給食の充実を図るための条件整備を確立すること

文科省

要望1に対して

- ・ 食育推進基本計画にも強く記述されている通り、学校における食育を推進するためには栄養教諭体制を整備することは重要である。そのために平成17年度、栄養教諭配置促進に向けた免許講習会を実施した。文科省としては栄養職員から栄養教諭への移行をスムーズに行うため、栄養職員を対象とした認定講習を実施している。平成19年度末現在で7,000名が栄養教諭免許状を取得している。そして、平成20年度には、全ての都道府県において1,886名の栄養教諭が配置されている。今後も栄養教諭の配置の拡充は必要であるので、配置及び配置の拡大の要請を行っていく。内容は栄養教諭の定数措置給与負担については学校栄養職員から栄養教諭への移行は、他の教職員定数への影響を及ぼさないこと、栄養教諭に伴う給与は、若干増となるが、増加分の一定分にも国庫負担がなされていることである。今後も配置促進に向けた取組を行っていききたい。

意見 及び 回答

(学校栄養職員部)

- 配置については、地域によって格差がある。例えば、山口では、栄養教諭の実績を基に配置を決めている。「朝食をとる率が上がった」「保護者や地域の理解度が上がった」等、アンケートを行い、その数字で判断をされるようだ。また、実績を挙げるために土・日も努力しているようだ。数の少ない栄養教諭でもあるので、勤務校が遠隔地となり通勤にも時間がかかっている実態もある。少数の栄養教諭に負担がいくことなく、栄養教諭の免許状を持つ全ての学校栄養職員がスムーズに移行できるよう指導をお願いしたい。
- 徳島は各市町村に1名配置されている。地域によっては一人の栄養教諭が50校を担当している現状がある。平成22年度までは現行の体制なので、県にもお願いしていききたいが、国も都道府県に働きかけて欲しい。
- 私は現在、指導校が12校、50クラスである。給食管理や各校に給食指導をすることは大変困難な現状にある。ぜひ、栄養教諭の配置基準については食数ではなく、学級数で定めて職務に専念できるようにしていただきたい。

(文科省)

- 貴重なご意見を参考に今後も検討し、都道府県に働きかけていきたい。

(学校栄養職員部)

- 栄養教諭は学校教育法に「置くことができる」と明記されているので、配置の格差が生まれていると考える。今後は法の整備も行っていただきたい。

特別支援教育部による要望

- 1 特別支援学級に在籍している児童生徒の教育が十分になされるよう、教員の配置と施設・設備や教材・教具の充実を図ること

- ※2 発達障害の児童生徒の教育的ニーズに応えるため、管理職を含む全ての教職員への特別支援教育推進のための研修の機会の確保及び研修内容の充実を図ること
- ※3 特別支援教育コーディネーターが地域及び各学校における特別支援教育の中心的役割を果たせるよう、十分な研修の機会を確保するとともに、専任で配置すること

文科省

要望2に対して

- 発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒に対して、一人一人のニーズに応じたきめ細かな教育を行うために、全都道府県において特別支援教育の体制を整備する事業や幼稚園や高等学校を対象にしたモデル事業を実施している。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所や教員研修センターにおいて、各都道府県における指導者的立場の教員や指導主事に対して各種研修を実施している。さらに、平成20年度の新規事業として「特別支援教育総合推進事業」を実施する。この事業を実施する中で、各学校の中核的な役割を担う特別支援教育コーディネーターの育成や管理職、一般教員を対象にした研修等を行う。

要望3に対して

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、各地域における特別支援教育の推進とコーディネーターの養成に関わる課題の解決を図ることを目的として、各都道府県と政令指定都市においてコーディネーターの養成に関する指導的な立場の教職員の研修を実施している。また、各都道府県においても、専門的な研修内容と基礎的な研修内容に分けて実施する等、工夫しながら研修を実施している。文科省はコーディネーターの重要性に鑑み、全ての学校のコーディネーターが職務に専念できるよう、より必要な配慮がなされることが望ましいと考える。コーディネーターの配置の在り方については、各学校の運用状況を踏まえて、引き続き検討していきたい。

意見 及び 回答

(特別支援教育部)

- 発達障害の児童生徒のニーズに応じた支援に学校現場も取り組んでいるが、担任一人では対応しきれない現状がある。特別支援教育支援員の配置や教員の加配等、一人でも多くの配置を望んでいる。しかし、同じ県内でも市町村によって配置状況が異なり、教育における地域格差が生じている。そこで、市町村の配置状況を公表し、地域の格差の是正に努めていただきたい。

(文科省)

- 配置状況に地域格差があることは事実である。現在、都道府県別のデータは公表しているが、市町村のデータは公表していない。市町村のデータを公表することについては検討させて欲しい。

(特別支援教育部)

- コーディネーターを教頭や教務が兼務している実態がある。コーディネーターは、特別支援教育の専門性を生かすと共に、医療や福祉等の関係機関と連携を図る等、果たすべき役割は大きい。しかし、学校現場の現状では、十分機能を果たせていない学校もある。そこで、兼務ではなく、専任かつ専門性の高いコーディネーターを育成できるようにしていただきたい。

(文科省)

- コーディネーターの40%が特別支援学級の担任が行っていると認識している。教職員がコーディネーターの役割を十分果たせるよう、管理職が配慮する必要がある。専門性の高いコーディネーターを配置するために、例えば、特別支援学校の教員の免許保有率を上げて人事交流を図ることで、専門性の高い教員がコーディネーターを勤めることができるのではないかと考える。これについては都道府県に働きかけをしているところであるが、「障害者基本

計画」に基づく重点5カ年計画の達成目標に入れて取り組んでいる。

(特別支援教育部)

- 研修の実施状況についても地域差がある。「全ての子供に対する特別支援教育」という考えがまだ浸透していない。通級における指導の在り方等、取り組むべき課題は多いことから、専門的な立場で指導できる人材を確保し、研修を実施していただきたい。

(特別支援教育部)

- 校内のコーディネーターとは別に地域のコーディネーターが存在するが、これは制度化されているのか。また、地域のコーディネーターの実効性を検証して、有益なものにしていただきたい。

(文科省)

- 校内のコーディネーターは、「障害者基本計画」に基づく重点5カ年計画の達成目標に入れているが、地域のコーディネーターは入っていないので、今後ガイドラインや通知に入れることはできないか、検討課題としたい。